

武生問屋団地建築に関する規約（案）

（目 的）

第1条 この規約は、武生問屋団地内における建築物の敷地、位置、構造、形態又は意匠に関する基準を協定し、団地としての利便の維持と発展を図り、併せて都市景観の美化を推進するとともに環境を維持保全することを目的とする。

（名 称）

第2条 この規約は、武生問屋団地建築に関する規約（以下「規約」という。）と称する。

（規約区域）

第3条 この規約の区域(以下「区域」という。)は、別添区域図のとおりとする。

（建築物等の制限）

第4条 規約区域内の建築物等の敷地、位置、構造、形態、意匠は、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する構造とし、建築面積の敷地面積に対する割合は30パーセント以上としなければならない。
- (2) 敷地内には、商品の積みおろしのための空地並びに来客及び従業員の駐車場を確保しなければならない。
- (3) 店舗（事務所を含む。以下同じ。）は、武生問屋団地内道路（以下「団地内道路」という。）に面して建築することとし、その他の建築物は店舗の全面に建築してはならない。ただし、第8条に定める建築審査委員会（以下「審査委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 店舗の開口率は30パーセント以上としなければならない。ただし、審査委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁面」という。）から主要道路の境界線までの距離は、1メートル以上とし、外壁面等の前面には塀（フェンスを除く。）を設置してはならない。ただし、審査委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (6) 建築物の外壁面等から主要道路の反対側の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とし、その他の敷地境界線（主要道路との敷地境界線を除く。）までの距離は、50センチメートル以上としなければならない。

チメートル以上としなければならない。ただし、審査委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(7) 敷地内よりの出入口は1箇所とし、倉庫、車庫等より車両が直接道路へ出入りできないようにしなければならない。ただし、審査委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(8) 看板の形態、表示色彩は団地の美観を損なわないように配慮し、次により設置する。

(イ) 突出看板及び壁付看板は建物に垂直とする。

(ロ) 突出看板は道路上に出ないようにする。

(9) 塀、案内板を設置しようとするときは、審査委員会の承認を受けなければならない。なお、材料は不燃材とし、塀の高さは歩道から1.2メートル以下としなければならない。

(建築物等の用途の制限)

第5条

(1) (協)武生問屋センター一定款第8条に関連する事業を営むためのもの。

(2) 区域内における事業者等の利便その他特に必要と認められる事業を営むためのもの。

2 区域内において、建築物等を建築し、もしくは設置し、又はその用途を変更しようとするときは、あらかじめ建築計画を審査委員会に提出しなければならない。

(建築審査の効力)

第6条 この規約施行後において、区域内の土地の所有者等または建築物の借主となった者も、この規約を遵守しなければならない。なお、債権確保、その他の理由により土地、建築物を管理しようとするものは、裁判所の行う法的措置を除き、あらかじめ審査委員会の承認を受けなければならない。

(既存建築物等に対する適用の除外)

第7条 この規約の施行時において、区域内に現に存する建築物等については、増築、改築または用途変更をする場合を除き、第4条及び第5条の規約は適用しない。

(建築審査委員会)

第8条 審査の運営に関する事項を処理するため審査定委員会を設置する。

2 審査委員会は土地の所有者等の互選により選出された委員をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

(役 員)

第9条 審査委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

常任委員 1名

- 2 委員長は、審査委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、審査運営の事務を総括する。
- 4 副委員長及び常任委員は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長がかけたときは、その職務を行う。
- 6 常任委員は、委員長及び副委員長を補佐する。

(建築に関する規約の効力)

第10条 この規約の施行日以後において、区域内の土地の所有者等または建築物の借主となった者も、この規約を遵守しなければならない。

(補 則)

第11条 この規約に規定するもののほか、委員会の運営組織、議事及び委員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約に定めるものの他、必要な事項は理事会にてこれを定める。
この規約は、令和2年5月 日から施行する。